

伊予市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算） （千円）

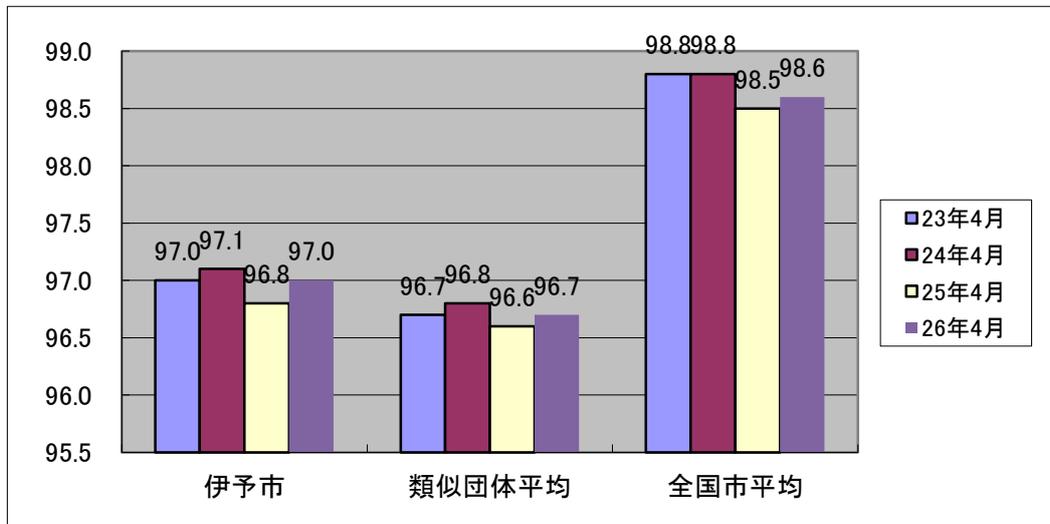
年度	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	人件費率 24年度
25	38,839 人	17,195,298	642,605	2,594,567	15.1%	15.3%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算） （千円）

年度	職員数 A	給与費				計 B	一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人 当たり給与 額
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
25	300	1,057,001	158,719	393,690	1,609,410	5,365	5,607	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

- ※ ①3年前に比べ1ポイント以上上昇しているか していない している
 ②3年連続で上昇しているか していない している
 ③100を超えているか 超えていない 超えている

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

《概要》国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

平成27年度4月から実施

実施内容：国の給与制度の総合的見直しに準拠し、給料表の水準を平均約2%引き下げ、激変緩和のため平成30年3月31日まで経過措置を実施する。

②その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当（現在対象者なし）について、国と同様に平成27年4月より見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢 歳	職員数 人	平均給料月額 円	平均給与月額 円	平均給与月額 円 (国比較ベース)
伊予市	42.9	216	326,822	387,751	356,311
愛媛県	44.8	—	347,490	440,901	—
国	43.5	—	335,000	408,472	—
類似団体	42.7	—	320,225	372,857	345,804

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢 歳	職員数 人	平均給料月額 円	平均給与月額 A 円 (国比較ベース)	平均給与月額 円 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 歳	平均給与月額 B 百円	
伊予市	53.9	15	275,727	285,907	283,327	—	—	—	—
うち 学校給食員	56.8	6	293,900	305,250	302,500	調理士	44.6	2,115	1.44
うち 用務員	49.3	3	247,700	260,334	257,467	用務員	54.3	1,993	1.31
愛媛県	50.1	265	332,322	371,574	—	—	—	—	—
国	50.1	3,119	287,992	326,611	—	—	—	—	—
類似団体	49.6	21	310,621	336,564	323,268	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C 円	民間 D 円	C/D
(伊予市)			
うち 学校給食員	4,828,500	2,777,600	1.74
うち 校務員	4,090,004	2,747,000	1.49

・民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成23年～25年の3ヵ年平均)

・技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

・年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢 歳	職員数 人	平均給料月額 円	平均給与月額 円	平均給与月額 円 (国比較ベース)
伊予市	42.3	15	315,633	342,399	334,813
愛媛県	46.0	—	386,035	422,814	—
類似団体	41.8	—	306,603	329,708	—

*小中学校（幼稚園）教育職員

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		伊予市	愛媛県	国	(円)
一般行政職	大学卒	174,200	176,355	174,200	
	高校卒	142,100	142,911	142,100	
技能労務職	高校卒	139,500	137,789	—	
	中学卒	131,500	122,122	—	

※愛媛県の数値は、人事院勧告前の数値である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	(円)
一般行政職	大学卒	254,200	353,169	380,150	396,000	
	高校卒	—	299,375	362,900	386,733	

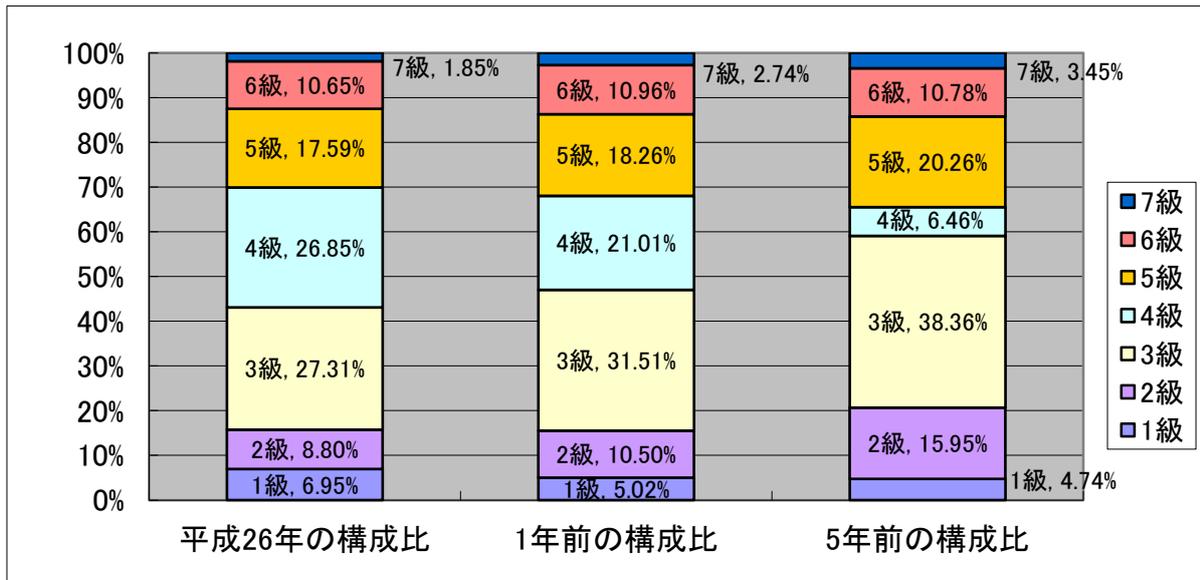
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）*参考25年度

区分	標準的な職務内容	職員数 人	構成比 %	職員数 人	構成比 %	1号給の給 与月額/円	最高号給の 給与月額/円
1級	主事	15	6.95%	11	5.02%	137,600	244,900
2級	主事・技師	19	8.80%	23	10.50%	187,700	308,000
3級	主任	59	27.31%	69	31.51%	224,600	354,700
4級	主査	58	26.85%	46	21.01%	263,500	388,300
5級	課長補佐	38	17.59%	40	18.26%	290,700	400,600
6級	所長・課長・局長・室長・分室長	23	10.65%	24	10.96%	322,100	422,600
7級	部長・局長	4	1.85%	6	2.74%	367,500	456,200
	計	216	100.0%	219	100.0%	—	—

(注) 1 伊予市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況（平成26年4月1日現在）

1年度を上半期（4月から9月）、下半期（10月から翌年3月）に分けて勤務状況の評定を行っています。

勤務評定（人事評価）は、評定を受ける職員の上司2人（例：課長補佐と課長）が、実績・能力・態度の区分ごとに評価を行い、人材育成につなげるほか、その結果を昇給、勤勉手当、昇格等の人事管理上の資料として活用しています。

成績区分	極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
昇給区分	8号給以上	6号給	4号給	2号給	昇給なし

（55歳を超えない職員に適用）

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊予市	愛媛県	国
1人当たり平均支給額 （平成25年度） 1,366（千円）	1人当たり平均支給額 （平成25年度） 1,572（千円）	—
（平成25年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	（平成25年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	（平成25年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1年度を上半期（4月から9月）、下半期（10月から翌年3月）に分けて勤務状況の評定を行っています。

勤務評定（人事評価）は、評定を受ける職員の上司2人（例：課長補佐と課長）が、実績・能力・態度の区分ごとに評価を行い、人材育成につなげるほか、その結果を昇給、勤勉手当、昇格等の人事管理上の資料として活用しています。

成績区分	特に優秀	優秀	良好	良好でない
成績率	100分の83.5以上 100分の135以下	100分の74以上 100分の83.5未満	100分の64.5	100分の64.5未満

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

伊予市				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分		勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分		勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分		勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分		最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）				定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			
1人当たり平均支給額		17,989 千円		1人当たり平均支給額		17,989 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額。

(3) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		75 (千円)	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		8,338 (円)	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		2.6 (%)	
手当の名称	主な支給対象業務	支給実績/H25	支給単価
感染症防疫手当	感染症患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事	(千円) 0	集団発生890円(日) 〃 以外840円(日)
行旅病死人処理手当	行旅病人の看護又は行旅死亡人の処置に従事	(千円) 0	行旅病人2,720円 行旅死亡人6,900円
動物死体処理手当	動物の死体処理作業に従事	(千円) 67	1体680円
野犬等取扱手当	野犬の取扱作業又は狂犬病予防注射に従事	(千円) 8	400円(日)
時間外往診手当	伊予市国民健康保険直営歯科診療所に勤務する医師が、勤務時間外に往診した場合	(千円) 0	6,500円(回)

(4) 時間外勤務手当

年度	支給実績（総額）	1人当たりの平均支給年額
25	58,141 千円	409,438 円

(5) その他の手当（平成25年度決算時）

手当名	支給単価	国の制度との異同	支給実績（25年度決算）	
			総額（千円）	1人平均（円）
扶養手当	配偶者 13,000 円	同	42,362	242,063
	子 6,500 円 配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円			
住居手当	持家居住者 3,500 円	異	18,423	132,538
	借家居住者（限度額） 27,000 円			
通勤手当	交通用具使用者 片道2キロ以上5キロ未満 2,000 円	同	13,292	65,800
	片道5キロ以上10キロ未満 4,100 円			
	片道10キロ以上15キロ未満 6,500 円			
	片道15キロ以上20キロ未満 8,900 円			
以後距離数によって決定 支給限度額 24,500 円				
管理職手当	交通機関使用者 最長6ヵ月の定期券等の価格による一括支給 1ヵ月当たりの支給限度額 55,000 円	異	34,027	430,716
	総務部長 60,000 円			
	その他の部長級 55,200 円			
	次長級 49,300 円			
	課長級 43,400 円			
	分室長 37,400 円			
課長補佐級 31,400 円				
（国）46,300円～139,300円（行政職俸給表（一）適用職員）				

（注）各数値については、普通会計決算によるものである。

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分	給料月額	類似団体における最高/最低額	
給料	市長 778,500 円	989,000 円	259,000 円
	副市長 624,030 円	816,000 円	483,000 円
報酬	議長 413,000 円	545,000 円	230,000 円
	副議長 336,000 円	474,000 円	200,000 円
	議員 308,000 円	442,000 円	180,000 円
期末手当	市長 (26年度支給割合)		
	副市長 3.1 月		
	議長 (26年度支給割合)		
	副議長 3.1 月 議員		
退職手当	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長 月額×46/100×在職月数	19,099,200	任期満了の都度
	副市長 月額×27/100×在職月数	8,696,160	

（注） 1 退職手当の「1期の手当額」は、26年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年：48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

2 市長・副市長の給料月額は、条例上の給料月額から特例条例措置による率を減額している。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

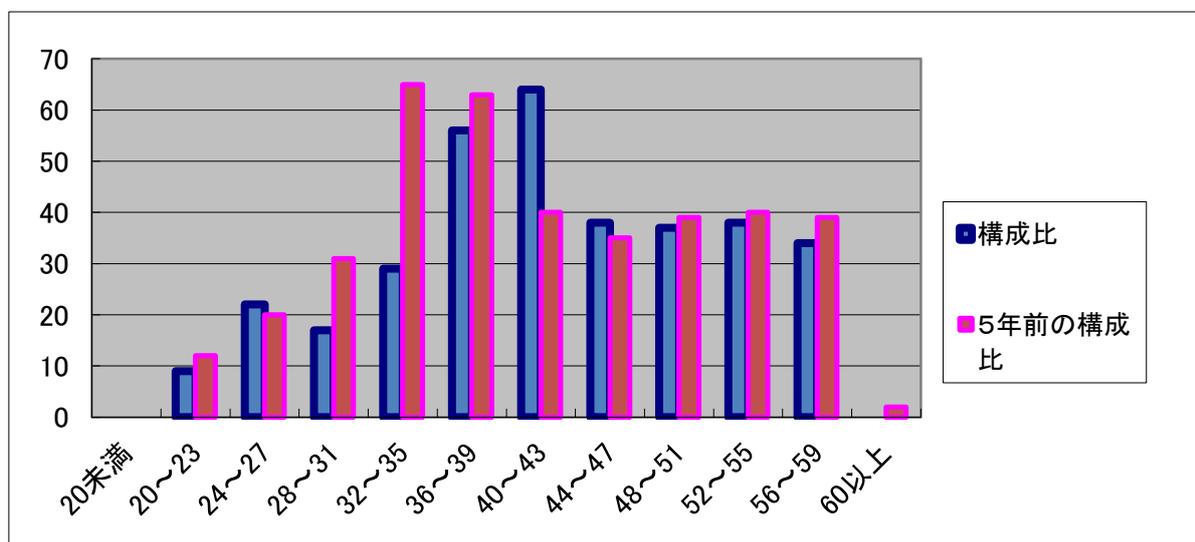
区分		平成25年	平成26年	対前年比	主な増減理由	
普通会計	一般行政部門	議会	4 人	4 人	0 人	
		総務企画	69 人	69 人	0 人	
		税務	17 人	16 人	-1 人	事務の統廃合縮小
		民生	87 人	86 人	-1 人	事務の効率化
		衛生	22 人	21 人	-1 人	欠員不補充
		労働	0 人	0 人	0 人	
		農林水産	18 人	19 人	1 人	業務の増加
		商工	6 人	6 人	0 人	
		土木	21 人	22 人	1 人	職員派遣による増
	計	244 人	243 人	-1 人	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.73 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数) 71.69 人	
	教育部門	56 人	54 人	-2 人	事務の統廃合縮小	
小計	300 人	297 人	-3 人	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.67 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数) 93.66 人		
公営企業会計	病院	3 人	3 人	0 人		
	水道	12 人	11 人	-1 人	事務の統廃合縮小	
	下水道	12 人	10 人	-2 人	事務の統廃合縮小	
	その他	25 人	23 人	-2 人	退職者不補充及び事務の効率化	
小計	52 人	47 人	-5 人			
合計	352 人 [420 人]	344 人 [420 人]	-8 人 [0 人]	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.80 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)

年齢区分 (歳)	20 未満	20 ～ 23	24 ～ 27	28 ～ 31	32 ～ 35	36 ～ 39	40 ～ 43	44 ～ 47	48 ～ 51	52 ～ 55	56 ～ 59	60 以上	計
職員数 (人)	0	9	22	17	29	56	64	38	37	38	34	0	344



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	273	266	255	248	244	243	-30	(-11.0%)
教育	62	59	60	58	57	55	-7	(-11.3%)
普通会計計	335	325	315	306	301	298	-37	(-11.0%)
公営企業等会計計	52	50	49	50	52	47	-5	(-9.6%)
総合計	387	375	364	356	353	345	-42	(-10.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 教育長を含んだ数値である。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

年度	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	25年度 B/A	24年度 B/A
25	568,315 千円	15,283 千円	66,170 千円	11.6%	13.1%

(千円)

年度	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考)市町村 (政令指定都市を除く)平均一人 当たり給与額
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25	8	33,077	5,718	12,723	51,518	6,440	6,123

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日)

	平均年齢	基本給	平均月収額	(円)
伊予市	47.1歳	360,429	546,963	
団体平均	45.0歳	342,822	509,358	

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊予市(水道事業)	団体平均
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,591 (千円)	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,456 (千円)
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分	
職制上の段階、職務の級等 による加算措置	

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

伊予市(水道事業)		伊予市（一般行政職）	
(支給率)	自己都合勸奨 勸奨・定年	同じ	
勤続20年	21.62 月分 27.025 月分		
勤続25年	30.82 月分 36.57 月分		
勤続35年	43.7 月分 52.44 月分		
最高限度額	52.44 月分 52.44 月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			

ウ 時間外勤務手当

年度	支給実績（総額）	1人当たりの平均支給額
25	1,990 千円	397,905 円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（平成25年度決算時）

（円）

手当名	支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績（25年度決算）	
			総額（千円）	1人当平均（円）
扶養手当	配偶者 13,000 円	同じ	1,524	254,000
	子 6,500 円 配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円			
住居手当	持家居住者 3,500 円	同じ	675	168,625
	借家居住者（限度額） 27,000 円			
通勤手当	交通用具使用者	同じ	359	59,800
	片道2キロ以上5キロ未満 2,000 円			
	片道5キロ以上10キロ未満 4,100 円			
	片道10キロ以上15キロ未満 6,500 円			
片道15キロ以上20キロ未満 8,900 円	以後距離数によって決定	支給限度額 24,500 円		
管理職手当	交通機関使用者	同じ	1,172	390,534
	最長6ヵ月の定期券等の価格による一括支給			
	総務部長 60,000 円			
	その他の部長級 55,200 円			
	次長級 49,300 円			
	課長級 43,400 円			
	分室長 37,400 円			
	課長補佐級 31,400 円			

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分までとなっています。この間、休憩時間を1時間取得することとなっています。

(2) 休暇の状況

①年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。

25年中1人当たり 11 日 (25年1月1日～25年12月31日)

②育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、育児のために休業することが認められる制度です。(育児休業をしている期間は、給与は支給されません。)

25年度中取得者 21人

③その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産などの規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は障害のための介護を必要とする場合には、無給の休暇を付与しています。

9 分限及び懲戒処分

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、退職、降任、降給があります。

25年度処分件数 1件

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給、戒告があります。

25年度処分件数 6件

10 服務規律保持のための取り組み状況

地方公務員法では、服務の根本基準として、「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

伊予市では、「伊予市職員倫理規程」を制定し、市民の疑惑や不信を招くことのないよう、機会あるごとに注意を喚起し、服務規律保持を図っています。また、「伊予市職員の懲戒処分に関する指針」により懲罰で対応することとしています。

11 人材育成の取り組み状況及び研修の状況

「伊予市人材育成基本方針」を策定(平成18年3月)し、市民の協働と参画のまちづくりを実現するための職員像を明らかにしています。(詳細は伊予市ホームページをご覧ください。)また、同方針に基づき、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、各研修機関へ派遣し、資質の向上に取り組んでいます。

さらに、集合研修として、接遇研修、人事評価評価者研修、AED研修、コンプライアンス研修、階層別研修、メンタルヘルス研修、手話研修等を実施しています。

自治大学校	1人
市町村職員中央研修所	5人
全国市町村国際文化研修所	3人
愛媛県研修所等	32人

1.2 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

①職員健康診断

職員の健康保持の増進と、疾病予防のため、労働安全衛生法に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策等を実施しています。

25年度は、健康診断（398人受診）、婦人科検診（のべ142人受診）を実施し、検診結果に応じた健康相談を行っています。

また、精神疾患の増加に伴い、専門家によるカウンセリングルームを開設するなど、職員が相談しやすい環境づくりに努めています。

②共済組合への負担金

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の相互救済を図るため、短期給付、長期給付等の事業が愛媛県市町村職員共済組合・愛媛県公立学校共済組合で実施されており、その費用を職員と市がそれぞれ約1/2ずつ負担しています。

25年度負担金	愛媛県市町村職員共済組合	358,586	千円
	愛媛県公立学校共済組合	29,293	千円

③愛媛県市町村職員互助会への負担金

愛媛県市町村職員互助会は、愛媛県内の市町職員の福利厚生事業等を目的に昭和57年に設立され、給付事業等が実施されており、その費用を職員と市が1/2ずつ負担しています。

25年度負担金	愛媛県市町村職員互助会	2,539	千円
---------	-------------	-------	----

(2) 公務災害の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。

25年度認定件数	1件
----------	----

(3) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるかとされています。

25年度措置要求件数	0件
------------	----

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対して、不服申立てをすることができるかとされています。

25年度申立件数	0件
----------	----

1.3 任免

(1) 採用の状況

25年度実績

事務職上級	保育士	文化財専門員	合計
6人	2人	1人	9人

26年度は、1月末現在で、事務職上級・技術職（土木）・保健師・文化財専門員・社会福祉士・主任介護支援専門員の採用試験を実施済みです。

(2) 退職の状況

伊予市職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以降における最初の3月31日に退職することとしています。

25年度退職者数

定年退職	定年前退職	再任用	合計
10人	6人	1人	17人

(3) 再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができるとされています。

平成25年度は、採用実績はありません。